

## 感染症、災害対応で奮闘する公務労働者の賃金・労働条件改善を 府当局、ボーナス(一時金)0.05月削減を提案

10月27日の府人事委員会勧告を受け、府当局は、府労組連(府職労・大教組・府高教)に対し、一時金について年0.05月削減の提案を行いました。(協議期限は11月12日)

令和2年10月28日

### 期末手当の支給月数の見直しについて(提案)

#### 1 提案理由

令和2年人事委員会勧告を踏まえ、期末手当について、支給月数を見直すこととする。

#### 2 提案内容

(1) 期末手当の年間支給月数を2.60月から2.55月に引き下げるものとする。

(2) 令和2年度は12月期の期末手当を引き下げ、令和3年度以降は6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分する。

#### 3 実施時期

条例交付の日(令和3年度以降の支給月数の見直しは、令和3年4月1日)

※令和2年9月(後半)議会に条例改正案を提出予定

#### 4 協議期限

令和2年11月12日

### 景気回復に逆行する提案

提案を受けて、府労組連は、以下の3点を述べ、真摯な協議を求めました。

(1) コロナ禍の中、世界的には、家計・消費を応援する施策を重視し、景気回復を図ろうとしている。その流れに反するもの。労働者全体の賃上げが必要。(2) この間、他府県に例のない賃金抑制をされている。昨年度も府人勧に反し、月例給の引き上げを見送っている。感染拡大が深刻化の中で職員・教職員の働き方は過労死基準を大きく上回っている。その士気を奪うものとなる引下げは納得できない。(3) 真摯に労使協議を重ねるのが、

本来の労使間のルールであり、時期をあらためて、別途要求書を提出し、真摯な協議を求める。

## 国・人事院勧告(月例給)は「改定無し」(公民較差△0.04%、△164円)

本日10月28日、人事院は菅首相、国会に対し、国家公務員の月例給について勧告を行いました(一時金は勧告済)。今年度の民間給与実態調査(民調)の結果、国家公務員給与が民間給与より0.04%、164円上回っている結果となり、較差が極めて小さいことから月給例の改定は見送るとしています。国人勧は、今後別途行われる大阪府人勧に大きく影響します。

### 今後の賃金確定交渉の見通し

国(国家公務員)	大阪府(府庁職員や教職員)
10/7 <b>一時金勧告</b>	10/27 <b>一時金勧告</b> ～11/12 府労組連・交渉 → 一時金決定
10/28 <b>月例給勧告</b>	11月頃 <b>月例給勧告</b> 11月以降 府労組連・交渉 → 月例給や労働条件が決定

### ＼だからみんなで！あなたも府高教へ！／

私たちの労働条件の改善や、子どもの教育条件の向上のために教職員で組織しているのが教職員組合(＝労働組合)です。府当局・府教委と交渉を行えるのは組合だけです。安心して働き続けるために、これまでに様々な権利・制度を獲得し、また教育条件を前進させてきました。組合の力は仲間の力です。一人ひとりの声は小さいから、あなたの声も加えさせてください。